

**改正**

平成29年3月31日告示第49号

令和2年3月31日告示第52号

大和高田市紹介DVD貸出し要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、市を紹介するために、市紹介DVD（以下「DVD」という。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対する貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出し手続)

**第2条** 利用者は、市紹介DVD借受申請書（様式第1号）に必要事項を記入して借受けの申請をするものとする。

(貸出し制限)

**第3条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、DVDの貸出しを許可しない。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がDVDの貸出しを不相当と認めるとき。

(目的外利用、転貸又は複製の禁止)

**第4条** DVDの借受許可を受けた者（以下「借受者」という。）は、許可を受けた目的以外にDVDを利用してはならない。

2 借受者は、DVDを転貸し、又は複製してはならない。

(貸出し期間)

**第5条** 貸出し期間は、10日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、その期間を延長することができるものとする。

(貸出し及び返却)

**第6条** 貸出し及び返却は、広報広聴課広報広聴係において行う。

2 借受者は、貸出し期間が満了したとき、又は貸出し期限前において市長がその返却を求めたときは、直ちに返却しなければならない。

(借受料)

**第7条** DVDの借受料は、徴収しない。

(管理義務)

**第8条** 借受者は、DVDを良好な状態に保持できるよう必要な管理をするものとする。

(損害賠償)

**第9条** 借受者は、その責めに帰すべき理由により、DVDを紛失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

**第10条** この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月31日告示第49号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年3月31日告示第52号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。